



日本語

だまされないで！！ 新入管法適用の誤った噂

8月号に小さく掲載した「入管法の変更で、間違った噂にだまされないで」という記事が、思わぬ反響を呼びセンターにも相談の電話がかかってくるようになりました。そこで今回は、外国人住民の「入管法」を巡る疑問にお答えしたいと思います。

■こんな噂が流れています。聞いたことがありますか？

噂... ■今度の外国人登録法の廃止で、永住者の在留資格がなくなる。

■在留期間が5年と7年になるので、永住者の在留資格が廃止になる。

答...間違いです。在留期間の期間が、これまでであった3年が5年になりますが、在留期間の無かった永住者の在留資格は無くなりません。永住者の、在留カードへの切り替えは2015年7月8日まで、永住者の在留カードの有効期間は、7年です。

噂... ■入管法が変わったら、ビザを新しくする時に（婚姻要件）具備証明書が必要になる。

答...（婚姻要件）具備証明書は必要ありません。ビザ更新時には、16歳以上は写真と、旅券、在留カードなどが必要になります。

噂... ■日本人夫と離婚しないで別居していると、「日本人の配偶者等」の資格が取り消される。

答...別居しているからと言って、必ず取り消されるものではありません。配偶者から暴力を受けて逃げている、やむなく別居しているが生計は一つである、離婚調停・訴訟中である、本国の親族の病気などで長期的に帰国している、などの理由があれば取り消しにはなりません。

噂... ■日本人と婚姻するとき、日本在住で再婚であっても、一旦本国に帰らないとできない。

答...これまで通りです。日本で婚姻する場合や再婚する場合にも、待婚期間や現在有る在留資格の有効期間により、帰国しないでできる場合と帰国しないでできない場合があります。ただし、フィリピンの場合は本国で離婚を確認するための裁判が必要です。

噂... ■永住者の資格があっても、1年以上日本を離れると永住者の資格を取り消される。

■外国に1年以上滞在したら在留資格がなくなる。

答...間違いです。1年未満で再入国する時は再入国手続きはいりませんが、1年以上日本を離れる時は、これまでどおり入管で再入国手続きが必要です。再入国手続きをしていれば、永住権やそれ以外の在留資格を取り消されることはありません。

噂... ■オーバーステイでも10年以上日本にいれば、入国管理局に出頭することで、在留資格が貰えるようになった。

答...貰えません。ただしオーバーステイでも、日本人と結婚したり日本人等の子どもを育てている時は、在留特別許可で在留資格が貰えることはあります。

国民健康保険の「特定健康診査」を知っていましたか？

病院の前を通った時、こんな文字を見たことはありませんか。「特定健康診査を受けましょう」

特定健診・健康診査は、具合が悪くなってから受けるものではありません。国民健康保険に入っている人は受診できます。今は健康と思っても自己判断は危険です。

特定健診は、病気の予防、早期発見、早期治療につながります。40歳から74歳の方には5月下旬にお手元に案内が送られています。

検診料は1,500円、さまざまな検査を受けられます。この検査は毎年実施されておりますので、1年に1回は受けるようにして、自分の健康管理をしてください。近くの病院でも受けられるようになっています。怖がらずに、1度チャレンジしてみることを勧めます。

「かくれ熱中症」にご注意を！

9月になっても熱中症の話題がまだ毎日のように伝えられています。これは症状が悪くなるまで気付かないことが原因と言われます。そこで「隠れ熱中症」と言われる熱中症4つの兆候を見つけ、症状が悪くなる前に防衛策を考えていきましょう。

- 1) 手が冷たくなる
- 2) 爪を押ししても赤みがすぐに戻らない
- 3) 皮膚をつまんでもすぐに元に戻らない
- 4) 脇の下を触っても乾燥している(汗を感じない)。

外国籍市民の協力で2冊の本が、完成しました。



●外国籍市民生活ガイドブック・・・34万市民を抱える川越市が、外国人にもっと生活を快適にしておようと発行したものです。

●7カ国語による「快適生活情報クリップ」・・・寄せられた生活相談の中から厳選した”悩み相談と解決法”をジャンル別に解説しました。ご欄になりたい人はセンターに連絡ください。★☎049-256-4290

恒例です。センターの七夕祭り



センターの日本語教室では、それぞれの季節に合わせて日本の伝統行事を少しでも味わってもらおうと、さまざまなイベントを行っています。

先月8月2日には、「七夕祭り」を実施しました。笹の葉に、願いが実現することを祈る小さな札“短冊”を結び、夏には欠かせないうどんの仲間ソーメンと西瓜で、ささやかな七夕の雰囲気味わいました。

ご近所に、日本語を母国語に翻訳できる人はいませんか

ふじみの国際交流センターでは、外国人が日本で快適に生活できるようさまざまな事業を行っています。中でも各国語に翻訳する仕事も大切な活動です。いま日本語を皆さんの国の言葉に翻訳して下さる人をさがしています。お知り合いで、翻訳ができる人がいましたら下の表にご紹介できる人の名前や連絡先を書いて、FAXください。

★ふじみの国際交流センター FAX 049-256-4291

..... < 切 り 取 り 線 >

●翻訳できる人の名前と国籍

●連絡先住所&電話番号

●翻訳できる言葉

www.ficcc.jp/living/

●6カ国版の生活が'ト'を掲載しています